

島根県報

平成31年2月22日(金)

第 3,085 号 (每週火·金曜日発行)

(毋週火・金曜日発行) https://www.pref.shimane.lg.jp/

目	次

【告 示】

- '					
県営土地改良事業計画の決定	(農	村 整	備割	果) 2	
指定施業要件の変更予定保安林	(森	林 整	備割	果) 2	
保安林予定森林 (2件)	(") 2	
解除予定保安林	(") 3	
大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定による大規模小売店舗に係る事項の変	(中	小 企	業部	果) 3	
更の届出					
大規模小売店舗立地法の規定による市町村の意見の概要	(") 5	
洪水浸水想定区域の指定 (3件)	(河	Ш	部	果) 5	
【公告】					
平成31年度における宅地建物取引業法の規定による講習	(建	築 住	宅調	果) 6	
【公安告示】					
空港保安警備業務1級検定及び空港保安警備業務2級検定の実施	(警	察	本 音	豸) 6	

告示

島根県告示第110号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条第1項の規定により、県営土地改良事業計画を決定したので、同条第5項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、当該計画に不服がある場合は、縦覧期間の満了の日の翌日から起算して15日以内に、島根県知事に対して審査請求をすることができる。

平成31年2月22日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事 業 名	縦覧に供する書類の名称	縦覧の期間	縦覧の場所
大原地区用排水施設事業(県営水利施設等保	土地改良事業計画書の写し	告示の日から21日間	大田市役所
全高度化事業(農地集積促進型))			

島根県告示第111号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定の通知を受けたから、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3に おいて準用する同法第30条の規定により告示する。

平成31年2月22日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所 大田市仁摩町天河内1229-15 (国有林)
- 2 保安林として指定された目的

干害の防備

- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準 伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び大田市役所に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第112号

次の森林を保安林予定森林としたから、森林法 (昭和26年法律第249号) 第30条の2第1項の規定により告示する。 平成31年2月22日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 保安林予定森林の所在場所
 松江市島根町加賀4054、4060-1、4654、4655
- 2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準 伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び松江市役所に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第113号

次の森林を保安林予定森林としたから、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の2第1項の規定により告示する。 平成31年2月22日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 保安林予定森林の所在場所
 - 浜田市長沢町87-1
- 2 指定の目的
 - 土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準 伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び浜田市役所に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第114号

次の保安林を解除予定保安林としたから、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の2第1項の規定により告示する。 平成31年2月22日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 解除予定保安林の所在場所
 - 松江市東出雲町須田字畑ケ尻1796-84
- 2 保安林として指定された目的
- 水源の涵養 3 解除の理由
 - 指定理由の消滅

島根県告示第115号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用

する同法第5条第3項の規定により、次のとおり告示し、関係書類を縦覧に供する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について 意見を有する者は、この告示の日から4月以内に、次の4に定めるところにより意見を述べることができる。

平成31年2月22日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

みしまや川津店 島根県松江市西川津町850-1

(2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 寺西 康雄 大阪府茨木市東福井三丁目6番12号

(3) 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名	備考
(株) みしまや	島根県松江市雑賀町99	三島 敏刃	平成30年6月11日退店
九州惣菜(株)	福岡県北九州市門司区黄金町6-28	西岡 浩志	平成30年6月11日退店
(株) ツルハグループ ドラ	広島県広島市西区井口明神1-1-10	村上 正一	
ッグ&ファーマシー西日本			

(変更後)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名	備考
(株) ツルハグループ ドラ	広島県広島市西区井口明神1-1-10	村上 正一	
ッグ&ファーマシー西日本			
EH (株)	大阪府堺市堺区北向陽町2-1-25	深江 節子	平成31年1月8日入店

(4) 変更の年月日

上記一覧表のとおり

2 届出年月日

平成31年2月12日

3 届出及び添付書類の縦覧場所

松江市産業経済部商工企画課(松江市末次町86番地)

- 4 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等
 - (1) 意見書の提出先

松江市殿町1番地 島根県商工労働部中小企業課

(2) 意見書に記載すべき事項

ア 氏名及び住所(団体にあってはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあってはその名称、代表者の氏名及び 主たる事務所の所在地)

- イ アの記載事項についての公表の意思の有無
- ウ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地
- エ 意見の内容
- オ 意見を述べる理由
- (3) その他

意見書に記載する氏名は、自署によること。

島根県告示第116号

平成30年島根県告示第718号で告示した次の大規模小売店舗について、大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号) 第8条第1項の規定により松江市から意見を聴取したので、同条第3項の規定によりその概要を告示し、当該意見を縦覧 に供する。

平成31年2月22日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(仮称) ドラッグコスモス東津田店 島根県松江市東津田町1241番1外

- 2 意見の概要
 - (1) 意見

大規模小売店舗の新設においては、次の点に十分配慮すること。

- ア 津田地区町内会・自治会連合会及び周辺自治会に十分説明し、地域で混乱が生じないようにすること。
- イ 届出書に記載されている内容を適正に実施し、周辺環境への影響をできる限り低減すること。
- ウ 騒音規制法及び振動規制法に定める特定施設を設置する際には、工事に着手する30日前までに届け出ること。
- エ 騒音規制法及び振動規制法に定める特定建設作業を実施する際には、工事に着手する7日前までに届け出ること。
- オ 騒音等について、環境基準や騒音規制法を遵守し、特に早朝・深夜の時間帯において周辺の生活環境に悪影響を 与えないようにすること。万一、周辺住民から騒音等について苦情があった場合は、周辺住民と協議のうえ、発生 源対策、防音対策等を速やかに行うこと。
- カ 隣接する市道国道根屋線にて道路内工事がある場合には、事前に松江市管理課と協議のうえ、道路法第24条による道路工事施行承認申請を行うこと。また、上下水道管等、占用物件が発生する場合は道路占用許可申請を行うこと。
- キ 隣接する市道と店舗出入口の位置関係については、松江市管理課と協議を行うこと。
- ク 建設予定地前道路は、津田小学校及び松江第四中学校の通学路にあたるため、工事期間中の登下校時における安全対策を行うこと。
- ケ 建設工事開始前には、事前に津田小学校、松江第四中学校及び津田公民館等への工事開始等の情報提供を行うこと。
- (2) 理由

周辺の地域住民の生活環境に対し、悪影響を与えないようにするため。

3 縦覧場所

松江市産業経済部商工企画課(島根県松江市末次町86番地)

4 縦覧期間

告示の日から1月間

島根県告示第117号

水防法(昭和24年法律第193号)第14条第1項及び第2項並びに水防法施行規則(平成12年建設省令第44号)第2条の規定により、一級河川江の川水系八戸川に係る洪水浸水想定区域並びに浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間を定めたので、同法第14条第3項及び同令第3条第1項の規定により告示する。

その関係図面は、島根県土木部河川課及び浜田県土整備事務所に備え置き、一般の縦覧に供する。

平成31年2月22日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県告示第118号

水防法(昭和24年法律第193号)第14条第1項及び第2項並びに水防法施行規則(平成12年建設省令第44号)第2条の規定により、二級河川敬川水系敬川に係る洪水浸水想定区域並びに浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間を定めたので、同法第14条第3項及び同令第3条第1項の規定により告示する。

その関係図面は、島根県土木部河川課及び浜田県土整備事務所に備え置き、一般の縦覧に供する。

平成31年2月22日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県告示第119号

水防法(昭和24年法律第193号)第14条第1項及び第2項並びに水防法施行規則(平成12年建設省令第44号)第2条の規定により、二級河川八尾川水系八尾川に係る洪水浸水想定区域並びに浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間を定めたので、同法第14条第3項及び同令第3条第1項の規定により告示する。

その関係図面は、島根県土木部河川課及び隠岐支庁県土整備局に備え置き、一般の縦覧に供する。

浸水想定区域の指定(平成21年島根県告示第209号)は、廃止する。

平成31年2月22日

島根県知事 溝 口 善兵衛

公	告
<u> </u>	

平成31年度における宅地建物取引業法の規定による講習の指定(平成30年島根県告示第742号)により指定した講習は次のとおりである。

平成31年2月22日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 主催者の名称、住所及び連絡先
 - 公益社団法人全日本不動産協会

東京都千代田区紀尾井町3-30 全日会館 03-3263-7030

2 開催日時並びに会場の名称及び所在地

開催年月日	時 間	会 場 名	所 在 地
2019年9月11日 (水)	午前9時30分から午後4時40分まで	サンラポーむらくも	松江市殿町369
2020年3月11日(水)	午前9時30分から午後4時40分まで	浜田ワシントンホテル	浜田市黒川町4177

3 受講料

12,000円

公安委員会告示

島根県公安委員会告示第18号

警備業法(昭和47年法律第117号。以下「法」という。)第23条第1項に規定する検定を次のとおり実施するので、警 備員等の検定等に関する規則(平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。)第7条の規定により告 示する。

平成31年2月22日

島根県公安委員会委員長 樋 口 忠 三

1 検定を実施する警備業務の種別、級、実施日時及び定員

種別及び級			実	施	日	時			定 員
空港保安警備業務1級	学科試験	平成31年6	月6日	(木)	午前9日	寺30分カ	ら午前11時	芽まで	15人程度
	実技試験	平成31年7	7月27日	(土)	午前8日	寺30分カ	ら午後5時	宇まで	
空港保安警備業務2級	学科試験	平成31年6	5月6日	(木)	午前9日	寺30分カ	ら午前11時	宇まで	15人程度
	実技試験	平成31年7	7月13日	(土)	午前8日	寺30分カ	ら午後5時	芽まで	

2 実施場所

(1) 学科試験

松江市打出町250番地1 島根県運転免許センター

(2) 実技試験

広島市佐伯区石内南三丁目1番1号 広島県運転免許センター

次の科目について学科試験及び実技試験を行う。ただし、実技試験は、学科試験の合格者に対してのみ行う。

(1) 空港保安警備業務1級検定

区 分	科目
学科試験	○ 警備業務に関する基本的な事項
	○ 法令に関すること。
	○ 乗客等の接遇に関すること。
	○ 手荷物その他の航空機に持ち込まれる物件の検査(以下「手荷物等検査」とい
	う。)に関すること。
	○ 空港に関すること。
	○ 空港保安警備業務の管理に関すること。
	○ 航空の危険を生じさせるおそれのある物件及び不審者を発見した場合における
	応急の措置に関すること。
実技試験	○ 乗客等の接遇に関すること。
	○ 手荷物等検査に関すること。
	○ 空港保安警備業務の管理に関すること。
	○ 航空の危険を生じさせるおそれのある物件及び不審者を発見した場合における
	応急の措置に関すること。

(2) 空港保安警備業務2級検定

区 分		科目
学科試験	0	警備業務に関する基本的な事項
	0	法令に関すること。
	0	乗客等の接遇に関すること。
	0	手荷物等検査に関すること。
	0	空港に関すること。
	0	航空の危険を生じさせるおそれのある物件及び不審者を発見した場合における

	応急の措置に関すること。
実技試験	○ 乗客等の接遇に関すること。
	○ 手荷物等検査に関すること。
	○ 航空の危険を生じさせるおそれのある物件及び不審者を発見した場合における
	応急の措置に関すること。

4 受検資格

(1) 空港保安警備業務1級

島根県内に住所を有する者又は島根県内の営業所に属する警備員であって、次のいずれかに該当するもの

- ア 検定規則第4条に規定する2級の検定(空港保安警備業務に係るものに限る。以下「2級検定」という。)に係る法第23条第4項の合格証明書(以下「合格証明書」という。)の交付を受けている者であって、同合格証明書の交付を受けた後、空港保安警備業務に従事した期間が1年以上であるもの
- イ 都道府県公安委員会がアに掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者
- (2) 空港保安警備業務2級

島根県内に住所を有する者又は島根県内の営業所に属する警備員

5 受検手続に関する事項

(1) 受付期間

平成31年5月13日(月)から同月17日(金)までの午前8時30分から午後5時まで。ただし、いずれも申請順に受け付け、定員に達した時点で受付を締め切る。

(2) 受付場所

島根県内の住所地を管轄する警察署又は申請者が島根県内の営業所に属する警備員である場合には、当該営業所の 所在地を管轄する警察署

なお、郵送による申請は、受け付けない。

(3) 提出書類

ア 空港保安警備業務1級検定

- (7) 検定申請書(検定規則別記様式第1号)1通
- (4) 添付書類
 - a 写真(申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルのもので、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの)2葉
 - b 島根県内に住所を有する者にあっては、住所地を疎明する書面又はその者が警備員である場合にはその者が 島根県内に所在する営業所に属することを疎明する書面1通
 - c 島根県外に住所を有する者にあっては、その者が警備員として島根県内に所在する営業所に属することを疎明する書面1通
 - d 4の(1)のアに該当する者にあっては、2級検定に係る合格証明書の写し及び空港保安警備業務に従事していたことを証明する警備業者等が作成する警備業務従事証明書1通。ただし、警備業者が既に廃業しているなど、警備業務従事証明書を提出することができないことについてやむを得ない事情がある場合には、当該事情を疎明した上で、4の(1)のアに掲げる者に該当することを誓約する書面及び履歴書各1通を警備業務従事証明書に代えて提出すること。
 - e 4の(1)のイに該当する者にあっては、1級検定受検資格認定書の写し1通

イ 空港保安警備業務2級検定

- (7) 検定申請書(検定規則別記様式第1号)1通
- (4) 添付書類
 - a 写真(申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメー

トルのもので、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの) 2葉

- b 島根県内に住所を有する者にあっては、住所地を疎明する書面又はその者が警備員である場合にはその者が 島根県内に所在する営業所に属することを疎明する書面1通
- c 島根県外に住所を有する者にあっては、その者が警備員として島根県内に所在する営業所に属することを疎 明する書面1通

(4) 検定手数料

16,000円

検定申請書の提出時に、島根県収入証紙を手数料納付書に貼り付けて納付すること。

なお、検定申請を受理した後は、検定手数料は、還付しない。

6 受検票の交付

受検票は、検定申請書を提出した警察署を通じて交付するので、検定当日に持参すること。

7 検定の実施

この検定は、鳥取県公安委員会、島根県公安委員会及び広島県公安委員会が共同で実施する。

8 問合せ先

島根県警察本部生活安全部生活安全企画課(電話0852-26-0110 内線3032)又は島根県内の最寄りの警察署生活安 全(刑事)課(係)に行うこと。